

神奈川県労働局における紛争解決の援助事例（調停）

《事案1：事業主からのセクシュアルハラスメント》

労働者からの申請内容

- ・社長から太ももや肩などを触られる、しつこく食事に誘われるなどのセクシュアルハラスメントを受けた。
- ・社長及び上司に対応を求めたが適切な対応がされず止むを得ず退職せざるを得なくなったことについて、会社からの謝罪と慰謝料を求める。

事業主からの事情聴取

- ・セクシュアルハラスメントをした覚えはない。酒席でボディタッチをした認識はあるがたいしたことはないつもりであった。労働者がセクシュアルハラスメントされたと感じて退職したことは申し訳なく思っている。
- ・調停委員が適正額を示してくれるなら従いたい。

結 果

機会均等調停会議において、調停委員が関係当事者双方から事情や意見を聴き、事業主は申請者に対する解決金の支払いとセクシュアルハラスメント再発防止措置を講ずることを内容とする調停案の受諾を勧告。関係当事者双方が調停案を受諾。

《事案2：セクシュアルハラスメントを相談したことによる解雇》

労働者からの申告内容

- ・労働者は、派遣先において、他社の派遣社員から突然体を触られるというセクシュアルハラスメントを受けたため、当該セクシュアルハラスメントに対する対応を会社に求め、話し合いを続けてきたが、突然解雇通告を受けた。
- ・本件解雇はセクシュアルハラスメントを相談したことによるものであり、解雇の撤回を求める。

事業主からの事情聴取

- ・労働者が受けたセクシュアルハラスメントについては、適切に対応を行ったと認識している。労働者に対して解雇を通告した事実はない。労働者が出勤しなくなったものであり、退職手続きは行っていない。なお、既に労働者との契約期間は終了している。

結 果

機会均等調停会議において、調停委員が関係当事者双方から事情や意見を聴き、事業主は労働者を復職させることを内容とする調停案の受諾を勧告。労働者側が受諾拒否により打切り。